

◎新潟県告示第1067号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区小谷島字南山 1250、1251 の 1、1252 の 1、1253 の 1、1254 の 1、1261、1262、1276 から 1290 まで、1292、1293、1297、1298、1303、1304、1307、1308、1310、1311、1323、1326、1327 の 1 から 1327 の 3 まで、1329 の 1、1329 の 2、1330 から 1336 まで、1337 の 1、1337 の 2、1338、1339、1340 の 1、1340 の 2、1340 の子、1341 から 1343 まで、1344 の 2、1345、1351 から 1354 まで、1355・1356・1359 の丑合併、1357、1359、1359 の子、1362、1362 の 1、1363 から 1365 まで、1368 から 1370 まで、1390、1391、1393、1397 から 1399 まで、1399 の子、1400 から 1402 まで、1403 の 1、1403 の 2、1404 の甲、1404 の乙、1405、1406、1406 の 1、1406 の 2、1407 の 1、1408 の 1、1408 の 2、1409 から 1411 まで、1412 の 1、1412 の 3、1414、1415、1416 の 1、1434 の 1、1435 の 1、1436 から 1441 まで、1444 の 4、1445 の 1、1446、1453、1491、1492、1494 から 1496 まで、1498 の 1、1499 の 1、1501、1503、1505、1506、1507 の 1、1541 から 1563 まで、1565 から 1571 まで、1573、1576 から 1586 まで、1588、字入山 1589

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）